

亀山市告示第78号

亀山市木造住宅耐震補強等事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成27年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市木造住宅耐震補強等事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

亀山市木造住宅耐震補強等事業補助金交付要綱（平成17年亀山市告示第68号）の一部を次のように改正する。

第5条中第3項を削り、同条第4項中「第2項及び」を削り、同項を同条第3項とする。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度分の補助金の交付から適用する。